

第21回

高知県・高知市病院組合議会定例会会議録

平成15年11月12日開会

平成15年11月12日閉会

高知県・高知市病院組合議会

第21回高知県・高知市病院組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（11月12日）

出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
議事日程	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	5
高橋管理者	5
質疑	15
採決	22
閉会のあいさつ	24
高橋管理者	24

巻末掲載文書

議案の提出について	26
議決一覧表	27

招 集 告 示

高知県・高知市病院組合告示第7号

第21回高知県・高知市病院組合議会定例会を、平成15年11月12日に高知県議会議事堂第3・4委員会室に招集する。

平成15年11月5日

高知県・高知市病院組合管理者 高橋 淳一



議 員 席 次

1番	朝比奈 利 広 君	2番	池 脇 純 一 君
3番	今 西 清 君	4番	岡 村 康 良 君
5番	楠 本 正 躬 君	6番	小 崎 千鶴子 君
7番	坂 本 茂 雄 君	8番	下 本 文 雄 君
9番	高 野 光二郎 君	10番	武 内 則 男 君
11番	西 村 和 也 君	12番	西 森 潮 三 君
13番	樋 口 秀 洋 君	14番	牧 義 信 君
15番	水 口 晴 雄 君	16番	元 木 益 樹 君

第21回高知県・高知市病院組合議会定例会会議録

平成15年11月12日（水曜日） 会議第1日

出席議員

1番	朝比奈 利 広 君	2番	池 脇 純 一 君
3番	今 西 清 君	5番	楠 本 正 躬 君
6番	小 崎 千鶴子 君	7番	坂 本 茂 雄 君
8番	下 本 文 雄 君	10番	武 内 則 男 君
11番	西 村 和 也 君	12番	西 森 潮 三 君
13番	樋 口 秀 洋 君	14番	牧 義 信 君
15番	水 口 晴 雄 君	16番	元 木 益 樹 君

欠席議員

4番	岡 村 康 良 君	9番	高 野 光二郎 君
----	-----------	----	-----------

説明のため出席した者

管 理 者	高 橋 淳 一 君
出 納 長	植 田 紹 春 君
監 査 委 員	佐々木 義 明 君
理事（院長予定者）	瀬戸山 元 一 君
事務局次長	吉 岡 和 夫 君
事務局次長 兼局設置準備室長	沖 一 君
参事（看護担当）	林 吉 子 君
事務局企画調整課長	長 瀬 順 一 君
事務局移行業務課長	福 留 勝 丸 君
事務局整備推進室長	長 崎 昌 三 君

議会事務局職員出席者

書 記 檜 谷 誠 人 君
書 記 谷 内 康 洋 君



議 事 日 程 (第 1 号)

平成15年11月12日 (水曜日) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3

議第 1 号 平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算

議第 2 号 高知県・高知市病院組合理事 (院長予定者) の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例議案

報第 1 号 平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計決算



午前10時05分開会 開議

○議長 (元木益樹君) おはようございます。

ただいまから平成15年11月高知県・高知市病院組合議会定例会を開会いたします。



諸般の報告

○議長 (元木益樹君) なお、本定例会の議案とあわせて、執行部から高知医療センター整備運営事業関係の報告資料の提出がありましたので、議員各位にはあらかじめ御送付申し上げます。

この報告資料につきましては、改めて別途に日程を設けまして、議員協議会を開催して、詳細な報告、説明を受けることにしたいと考えていますので、御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。



会議録署名議員の指名

○議長（元木益樹君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録の署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて、

5番 楠本正躬 議員

9番 高野光二郎 議員

14番 牧義信 議員

をお願いいたします。



会期の決定

○議長（元木益樹君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を本日1日としたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（元木益樹君） 御異議ないものと認めます。よって……

○7番（坂本茂雄君） ちょっと済いません。欠席議員が議事録署名議員になれますか。

○議長（元木益樹君） 欠席ありません。出席です。

○7番（坂本茂雄君） いや、高野議員……

○議長（元木益樹君） 欠席になってますか。欠席通知は来てないようです、ちょっとおくれてるようですので。

（「いや、高野議員はきょうは出席じゃないがです」「東京へ行っちゅうがじゃろう」と言う者あり）

事務局はいかがでしょう。

○事務局次長（吉岡和夫君） 正式にはお聞きをいたしておりませんでした。

（「聞いちょらんけど、今おらんきにいかなあ」と言う者あり）

○議長（元木益樹君） 欠席であれば仕方ないですね。

それでは10番の武内議員にお願いをしたいのですが、よろしく願いいたします。

今、署名議員の件で御異議がありましたので、武内議員にかわっていただきまして、御了解を皆さんにいただきたいと思っております。

会期については、御異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決しました。



議案の上程

○議長（元木益樹君） 日程第3、議第1号平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算から報第1号平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計決算まで、以上3件を議事の都合上一括議題といたします。

（提出書 巻末26ページに掲載）

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋淳一君） 本日、議員の皆様方の御出席をいただき、平成15年11月病院組合議会定例会が開かれますことを厚くお礼申し上げます。

高知医療センターの整備につきましては、去る5月に、平成16年4月から組合立病院として両病院を一体運営する方針が決定されましたことを受けまして、高知医療センターの目指します高度医療機能を確保するための運営体制づくりに組織を挙げて取り組んでおるところでございます。

また、移行業務につきましては、局の予定責任者の採用も順調に進んでおり、平成17年3月の開院を視野に入れた業務計画や勤務態勢などの業務調整に加えまして、官民の協働を旨とするPFI事業でありますので、高知医療ピーエフアイ株式会社との業務運営計画の検討も進めております。

次に、建設工事等の状況についてであります。

まず、本館工事につきましては、10月末の進捗率は28.4%で、予定出来高32.8%を4.4ポイント下回っておりますが、設備配管工事を配管ユニット工法に変更したために、現場への取り付け工程がおくれているためでございます。工場での設備配管の加工は、順調に進んでおり、9月から配管の取り付け工事も始まりましたので、来年の1月ないし2月には予定どおりの水準になる予定でございます。

職員宿舍等その他施設につきましては、10月に協力企業の選定が行われ、地元企業2社を含むJV6社で仮設工事が始まっています。受託企業の採用につきましても、本館工事に準じて地元企業の採用を行うことになっておりまして、組合といたしましても地域経済への一層の貢献を要請してまいります。

また、開院後の施設の維持管理業務及び医療関連サービス業務につきましては、7月に協力企業の募集が行われましたが、応募が全くない業務や地元企業に応募のない業務もありました。協力企業の選定は、高知医療ピーエフアイ株式会社の審査会で厳正に行われておりますが、地元には本社を置く企業は選定されておりました。

このため、地元企業を優先させるという趣旨を再度認識いただくよう、強く要請をいたしました結果、3つの業務で地元には本社のある企業を協力企業として追加募集、または追加選

定していただくことになっております。

続きまして、関係団体との調整状況についてであります。

県、市医師会の代表と両病院、病院組合で組織をしております高知医療センター医療運営協議会は、これまで地域医療支援病院のあり方を主要なテーマとして協議を行っており、紹介率を向上させるための具体的な取り組みや逆紹介の受け入れ要件調査など、医師会の積極的な御協力をいただける状況になってまいりました。高知医療センターが地域医療支援病院として承認されるためには、医師会の協力は不可欠でありますので、特に要望の強い初診時の特定療養費の見直しについて、県民、市民の御理解をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

県、市、病院組合で構成する高知医療センター整備運営協議会につきましては、平成16年度両病院の一体に向けての課題につきまして、人事、財政、医療の3分科会を設けまして、職員の身分、給与、両病院の建物、設備の貸し付け、関係条例や規約の改廃、両病院の許認可など基本事項の確認を行いました。今後は、国との協議や具体的な事務処理に万全を期すこととしております。

次に、今回提案をいたしました議案を御説明いたします。

まず、平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算は、今年度になって採用しました職員8名の職員給与費等について、総額で5,600万円余りを増額しようとするものです。

次に、高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例議案は、高知県職員の例に準じて理事（院長予定者）の給与について必要な改正をしようとするものです。

そして、平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計決算は、地方公営企業法第30条の規定に基づきまして、議会の認定をお願いするものでございます。

以上、議案の詳細につきましては、副管理者が病気のため欠席しておりますので、事務局次長より御説明をいたしますので、御審議の上、何とぞ適切な議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○事務局次長（吉岡和夫君） それでは、議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算議案でございます。

お手元の予算議案及び予算に関する説明書でございます。

1 ページをお開きください。

新病院への移行業務の増大に伴いまして、本年度、事務局体制を強化することといたしまして、職員8名の増員を図りますとともに、昨年度の3課体制から2課2室体制をとることといたしました。このことによりまして、職員給与費5,625万円など5,636万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2 ページをお願いいたします。

実施計画でございますが、収入では構成団体負担金を3,139万4,000円、その他負担金を2,497万3,000円の合計5,636万7,000円を増額しまして、支出では一般管理費を5,636万7,000円増額をしようとするものでございます。

収入のうち、その他負担金につきましては、今年度、病院組合から中央病院及び市民病院へ職員を派遣をいたしております。その職員に係ります両病院からの人件費相当額の負担金でございます。

続きまして、3ページでございます。

資金修正計画でございますが、受入資金では、負担金が今回補正により5,636万7,000円増額、前年度未収金は人件費相当額負担金が見込みを下回ったこと等によりまして、構成団体からの負担金収入が減となったことによりまして1,040万2,000円の減額、予算外収入が700万円の増額、繰越金が前年度未払金が増加したこと等によりまして3,889万5,000円の増額で、計9,186万円の増額となっております。

支払資金では、建設改良費が今回補正により5,636万7,000円の増額、前年度未払金は年度内に支払う予定のものが事業費が確定しなかったことや請求手続等のおくれによりまして、支払いが翌年度となったことによりまして2,849万3,000円の増額、予算外支出が700万円の増額で、計9,186万円の増額ということになってございます。

なお、予算外収入、予算外支出の増額につきましては、職員給与費の増に伴います所得税等の預かり金を増額したものでございます。

4ページから10ページまでが給与費明細書でございます。

4ページをごらんいただきたいと存じますが、職員8名を採用したことによりまして、給料、手当、法定福利費を合わせまして、5,625万円の増額となっております。

5ページは手当の内訳でございますが、6ページは手当、給料の増減の明細でございます。

7ページが、職員1人当たりの給料の対前年比較が載っております。

8ページが、私ども病院組合職員の級別職員数の分布でございますが、実はこの中で、先日お配り申し上げました議案書の中で、中ほどに（高知県給料表）医療職（3）、その右側に（高知市給料表）医療職（3）というのがございまして、3名、1名の分布になってございますが、そのうち5級、高知県給料表の5級の在職者が前回お配りした中では6級になっておりまして、これが整理ミスでございますので、本日、正式な議案として正しい修正したものをお配りさせていただいております。同じく、高知市給料表につきましても6級に先日お配りしたものではありませんが、これは給料表が異なっておりますので、高知県と同じ形で3級に修正をさせていただいております。このことを御了承願いたいと存じます。

続きまして、9ページ、10ページにつきましては、それぞれ昇級期間の関係、特殊勤務

手当等の状況でございます。

続きまして、11ページと12ページが収入、支出の内容でございます。

まず、収入につきましては、運営費負担金を3,139万4,000円、その他負担金を2,497万3,000円の合計5,636万7,000円を増額するものでございまして、12ページ、支出につきましては、一般管理費を5,636万7,000円増額するものでございます。

13ページに、15年度末の予定貸借対照表を載せておるところでございます。

今年度補正予算議案の御説明につきましては以上でございます。

続きまして、条例議案につきまして、お手元に配付させていただいております議案書、平成15年11月高知県・高知市病院組合議会定例会議案（条例その他）及び別冊の議案説明書に沿って御説明をさせていただきます。

まず、議案書でございます。

議案書の中ほど1ページをお開きいただきたいと思います。議案書の方でございます。

1ページでございますが、議第2号高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。

これは、理事（院長予定者）の給料月額の見直し等につきまして、県職員の例に準じました改正を行おうとするものでございます。内容につきましては、別冊の議案説明書より説明させていただきます。

別冊の議案説明書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページが議案説明でございます。今、申し上げました改正、今回の条例議案、条例の改正に関する理由につきまして説明するものでございます。

続きまして、2ページでございます。

条例議案の要綱を載せてございます。アラビア数字の2の中に主な内容がございます。

このうち、(1)と(2)のイの内容につきましては、本年12月1日からの施行を予定しております。給料月額を99万1,000円に、それから12月に支給されます期末手当の率を100分の160に改正しようとするものでございます。

(3)番でございますが、12月に支給されます期末手当につきましては、県の例に準じまして、4月からこの条例の施行月の前月までに支給されました給料につきまして、民間給与との均衡等を考慮しまして、公民較差1.09という数字を用いまして、必要な調整をすることとしております。

(2)のイの内容につきましては、来年4月1日からの施行を予定しているものでございますが、(2)のイで改正いたしました期末手当の率、合計で100分の330になりますけれども、この割り振りを改めようとするものでございます。

4ページ以降が、新旧対照表となっておりますが、省略をさせていただきます。

本条例議案に関します説明は以上でございます。

続きまして、平成14年度の決算につきまして御説明を申し上げます。

まず、平成14年度高知県・高知市病院事業会計決算書につきまして、御説明を申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出につきましては、建設中ということで損益なしのため該当事項はございません。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、企業債が4,900万円、負担金が8億1,135万440円、雑収入が47万6,925円の合計8億6,082万7,365円となっています。

支出につきましては、建設改良費で8億5,984万7,716円となっております、情報システム整備事業の6,397万9,650円が平成15年度へ繰り越しとなっております。

なお、15年度へ繰り越しをされます支出の財源に充当いたします97万9,650円を除いて、収入額が支出額に不足いたします額1円につきましては、引継現金で補てんをしております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

損益計算書は先ほど申しましたように、建設中のため損益がありませんので、該当事項はございません。

剰余金（欠損金）計算書、剰余金処分（欠損金処理）計算書につきましても該当事項はございません。

3ページをお願いいたします。

14年度末の貸借対照表につきまして御説明を申し上げます。

まず、資産の部でございますが、固定資産といたしましては、有形固定資産と無形固定資産がございますが、有形固定資産は、当組合の経費を建設仮勘定として経理しておりますので、支払い額が建設仮勘定として上がっております。

無形固定資産につきましては、電話の加入権でございます。

流動資産につきましては、現金預金、未収金がありまして、現金預金につきましては、翌年度になって支払います未払金の財源でございます、未収金につきましては、大半が構成団体である県及び市からの負担金でございます。これらの未収金は15年度になってすべて収入済みとなっております。

繰延勘定の控除対象外消費税につきましては、資本的支出で支払いました消費税額のうち納税計算に当たって控除できなかった額を上げておりますが、控除対象外消費税は、これを設けました事業年度の翌事業年度以降20事業年度以内におきまして、毎事業年度均等額以上を償還しなければならないこととなっております、現在、損益がありませんので、費用化されずに残高として上がっているものでございます。

以上、合わせまして資産の合計は、71億5,151万7,460円となっております。

続きまして、負債の部に移りまして、流動負債でございますが、未払金、その他流動負債がございます。

未払金は、平成14年度に債務は発生しておりますけれども、請求書など支払手続が済んでいないために支払が終わっていないものでございます。また、流動負債につきましては、所得税などの預かり金が主なものでございます。

資本の部に移りまして、資本金でございますが、自己資本金と借入資本金でございます。自己資本金は、構成団体であります県、市からの負担金で、借入資本金は企業債の残高となっております。

以上によりまして、負債、資本の合計は71億5,151万7,460円となり、資産の合計と一致をいたしております。

4 ページをお願いいたします。

事業報告書でございますが、まず、総括事項としまして、高知医療センターの整備運営につきましては、平成13年2月のPFI事業の実施方針の公表以来、PFI手法の導入に向けました取り組みを進めてまいりました。昨年12月8日に、公募により選定されましたオリックスグループが中心となり設立されました高知医療ピーエフアイ株式会社と、30年間という長期にわたりますPFI事業契約を締結するに至りました。

現在は、病院本館の建設工事が進められておりまして、職員宿舎等その他施設につきましても10月から仮設工事が始まっておりまして、ほどなく施設の着工ということになる予定でございます。

議会の議決事項につきましては、まず、4月臨時会では、事業の本格化に伴い採用いたしました職員の人件費とチルドレンハウスの土地取得費の増額の予算補正をお願いいたしました。

8月の臨時会におきましては、理事のアメリカ旅行の件に関しまして、管理者としての責任を明確にするために、8月1日からの3カ月間、給料の10分の1を減額することといたしまして、管理者の給料に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告を申し上げました。

11月臨時会におきましては、PFI事業及び統合情報システムの整備運営に対します債務負担行為、並びに建設工事に着手した際必要となります工事監理委託料等の予算補正をお願いいたしました。

12月定例会では、平成13年度決算の認定をいただきました。

2月定例会におきましては、平成15年度予算及び県、市からの派遣職員の増員に伴います人件費相当額負担金の増額を主といたしました予算補正を行いましたほか、情報公開条例、個人情報保護条例、職員倫理条例は、事業の本格化等に伴いまして、事業の透明性や公平、公正性を高めるために、それまでの運用によります県の条例への準拠ではなく、病院組合としての条例として定めたものでございます。

また、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、職員の再任用に関する条例、職員の定年等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例は、今後、職員の採用等が本格化し

てまいりますので、それに先立ちまして、職員の身分に係る事項につき条例として定めたものでございます。

職員定数の一部を改正する条例につきましては、開院に向けました事務量の増加等に対応いたしますために、事務局の体制強化を図る必要が生じたことから、職員定数をふやしたものでございます。

理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましては、高知県人事委員会の勧告の趣旨に沿いまして、理事の今年1月以降の給与につきましては、県職員の例に準じて必要な改正を行ったものでございます。

5 ページでございます。

まず、行政官庁認可事項につきましては、該当がございません。

次に、職員に関する事項でございますが、年度末の職員数を記載をしております、事業の本格化に伴い、前年度末と比較しまして、一般職が11名の増となっております。

（ウ）の新たな労働協約の締結、変更、給与ベースの改定その他職員の身分取り扱いに関する重要な変更等につきましては、先ほど議会議決事項のところで御説明を申し上げましたので、省略させていただきます。

次の料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、該当事項はございません。

6 ページでございます。

工事につきましては、いずれも該当事項がございません。

次に、業務量でございますが、予算に定められました業務の予定量につきましては、その実績を記載しております、本年度は8億5,984万7,716円となっております。前年度と比較いたしまして84.9%の減と大幅な減少となっておりますが、これは前年度に病院建設用地の取得があったことが大きな要因でございます。

事業収入に関する事項以下は、該当がございません。

7 ページでございます。

重要契約の要旨につきましては、500万円以上の契約につきまして掲載しております、P F I 事業として契約しました高知医療センター整備運営事業P F I 事業契約、病院組合業務システム開発整備業務委託、S P C 業務システム開発整備、運営保守管理及び病院組合業務システム運営保守管理業務委託のほか、P F I アドバイザリー業務の委託でございますとか、マクドナルド財団が建設運営いたしますチルドレンハウスの建設用地の購入などがございます。

次に、企業債及び一時借入金の状況でございますが、まず、企業債につきましては、平成13年度に病院建築実施設計と病院建設用地の取得費に企業債を58億6,000万円、平成14年度に病院本館施設の建設工事に係ります監理経費に4,900万円を借り入れをいたしております、合わせまして59億900万円を借り入れてございます。

一時借入金につきましては、該当がございません。

8 ページをお願いいたします。

その他会計経理に関する重要事項から収益費用明細書までは、該当事項がございません。

次に、固定資産明細書でございますが、有形固定資産明細書につきましては、貸借対照表の項で御説明申し上げましたとおり、当組合の経費は建設仮勘定として経理をしております、その分が当年度増加しておりますところでございます。

無形固定資産は、変動がございません。

9 ページにつきましては、企業債明細書でございます、企業債に关します内訳を記載しております。

以上が決算書の説明でございます、次に決算内容説明書をお願い申し上げます。

決算内容説明書でございます。

1 ページをお願いいたします。

これは、決算報告書の内訳でございます、予算と決算を節ごとに比較した表でございます。

まず、資本的収入及び支出に係ります収入でございますが、企業債は4,900万円となっております、病院本館施設の建設工事監理経費に充てております。

負担金は、構成団体であります県、市からの負担金でございます、8億1,135万440円となっております。

雑収入は、預金利息が4,532円、その他雑収入が47万2,393円となっております、これは臨時職員等の労働保険料、それから病院建設用地に電柱敷地としての使用を許可しております分の使用料、それから公舎借り上げに伴います職員からの公舎使用料でございます。

以上で、収入合計は8億6,082万7,365円となっております。

2 ページと3 ページが支出でございます。重立った項目につきまして御説明を申し上げます。

まず、1 目の議会費でございますが、組合議員16名の報酬、議会開催に伴います費用弁償旅費などで合計は290万4,499円となっております。

次に、2 目の一般管理費でございますが、報酬につきましては、非常勤職員1名にかかるものでございます。

給料及び手当につきましては、管理者、理事、参事を初めプロパー職員8名に係りますものでございます。

修繕費は、事務所移転に伴います改修費用でございます。

賃借料につきましては、維持管理費込みの事務所賃借料1,108万655円を初め、公舎借り上げ料、パソコン賃借料などがございます。

委託料につきましては、事務所移転に伴います引っ越し業務、2 件の訴訟に关します訴訟行為委託業務、職員採用試験委託業務などがございます。

交際費は、学会参加費や年賀状の印刷費でございます。

負担金につきましては、県、市からの派遣職員13名の人件費相当額が8,352万8,604円、県立中央病院、高知市民病院の職員の新病院整備に関連いたしました業務に携わった場合に要しました時間外勤務手当相当額がございまして790万6,653円などがございます。

退職給与金につきましては、職員2名が退職したものによるものでございます。

以上、合わせまして一般管理費の合計は、2億1,475万6,224円となっております。

3目の監査委員費は11万6,356円となっております。

4目の施設整備費でございますが、報償費はPFIプロポーザル審査委員会及び統合情報システム評価委員会の委員報償費でございます。

旅費交通費につきましては、PFIプロポーザル審査委員会等の委員の費用弁償と職員にかかるものでございます。

賃借料につきましては、PFIプロポーザル審査委員会等の会場の借り上げに要した費用と、それから、財務会計システムの賃借料が含まれております。

委託料につきましては、PFIアドバイザー業務委託6,300万円、病院本館施設建築工事監理委託が4,926万7,000円、病院機能現況調査委託が1,999万9,600円などがございます。

なお、統合情報システムの実施設計作成委託料6,397万9,650円が、15年度へ繰り越しとなっております。

企業債利息につきましては、平成13年度に借り入れました病院建築実施設計と病院建設用地の取得費に充てました58億6,000万円にかかるものでございます。

以上、合わせまして施設整備費の合計は3億872万4,366円となっております。

5目の資産購入費につきましては、マクドナルド財団が建設運営することとなりますチルドレンハウスの建設用地を高知県土地開発公社から購入したものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

試算表でございます。期中の帳簿記帳が正しく行われているのかどうかということを検証するために作成するものでございまして、借方金額と貸方金額の合計は、ごらんとおり一致しておりますので、14年度中の帳簿記入が正しく行われているものと考えております。

5ページでございます。未収金一覧表でございます。

未収金につきましては、先ほど貸借対照表のところで御説明しましたとおり、構成団体であります県、市からの負担金と、雑収入は、病院建設用地に電柱の敷地としての使用を許可している分の使用料でございます。

未払金につきましても、先ほど御説明申し上げましたとおり、請求書などが来ていない等のために、年度末段階で支払いが終わっていないものでございます。

6ページをお願いいたします。

その他流動負債一覧表でございますが、所得税などの預かり税金と臨時職員等に係ります社会保険料などがございます。

次に、借入資本金の状況でございますが、企業債がこれに当たりまして、御説明申し上げましたとおり、平成13年度に病院建築実施設計と病院建設用地の取得費に企業債を58億6,000万円、平成14年度に病院本格施設の建築工事監理経費に4,900万円、合わせまして59億900万円借り入れを行っておりまして、元金償還が始まっておりませんので、これがそのまま14年度末未償還額として残っているものでございます。

以上が決算内容説明書でございます。

続きまして、平成14年度決算審査意見書でございます。

平成15年9月17日に監査委員によります決算審査を受けまして、お配りしてございますような意見書をいただいております。

審査意見といたしましては、4ページでございます。

「平成15年度は、病院施設の建設工事や統合情報システムの整備といった施設整備と並行し、医療の体制等の検討についても大詰めの段階を迎えることになるが、高度な医療を提供する県民、市民の病院を目指して、検討することが望まれる」という総括的な意見をいただいております。

この意見を真摯に受けとめまして、患者さんが主人公という高知医療センターの開設に向けまして、組織一丸となりまして、医療体制等ソフト面の具体化につきまして、関係機関の御理解をいただきながら尽力してまいりたいと考えております。

また、「建設中のため収益的収入及び支出に計上されていない平成14年度以降の事務局経費については、資産勘定並びに資本勘定に両建てで積み上げられていることから、平成16年度中に解消できるよう検討されたい」との御意見をいただいております。このことに関しましては、企業会計に移行をする際に国——当時の自治省でございますが、それから公営企業会計を取り扱います公認会計士にも確認をいたしまして、現在のようにすべての経費を資産の建設仮勘定に計上いたしまして、構成団体からの負担金は自己資本金に計上するという形をとってまいりましたものでございますが、この監査委員からの御意見を踏まえまして、再度総務省にも照会するなど専門的な検討を行いました上で、その結果を改めて当組合議会に御報告してまいりたいと考えております。

それから、例月出納検査の結果報告を別にいただいております。

この結果報告でございますが、地方自治法第235条の2第1項の規定によりまして、病院組合の現金の出納を、毎月、前監査委員でございました川添委員と、現監査委員池脇委員、佐々木委員に検査をしていただいておりますけれども、昨年10月議会におきまして、平成13年9月から平成14年8月までの検査結果報告をいただきまして、今回、平成14年9月から平成15年8月までの結果につきまして報告をいただいたものでございます。

1枚、表紙をめくっていただきますと、審査の結果がございまして、この中では「現金

の出納を適正に表示しており、また、現金の出納事務は適正に行われているものと認めた」という報告をいただいております。

今後も引き続き、現金の出納事務を適正に行ってまいりたいと考えております。

以上で、平成15年度補正予算議案並びに条例議案及び平成14年度決算報告の説明を終わらせていただきます。



質 疑

○議長（元木益樹君） 質疑に入る前に、1件報告がございます。

先ほど、岡村議員から所用のため欠席したい旨の連絡が入っております。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○7番（坂本茂雄君） 1点だけお尋ねしたいがですけど、条例その他の議案で、第2号の1ページですけども、この理事の給与に関する条例の一部改正で、期末手当に関する特例措置の中で、算出根拠の部分で給料以外の手当が幾つか含まれていますが、今、理事が受けている手当というのは、これ以外にどのようなものがありますか。手元にないもので教えてください。

○事務局次長（吉岡和夫君） 理事の受けておられる給与につきましては、まずここにあります通勤手当と単身赴任手当につきましては支給してございません。ただ、この規定につきましては、国、県の規定の仕方に準拠いたしましたので、こういう形になってございます。これ以外には、管理職手当が支給を別途されております。ただ、この期末手当に關します部分には関係しておりませんので、入れてないところでございます。

○7番（坂本茂雄君） 県の職員に関しては、管理職手当も含めて減額をされるようになっておりますけれども、病院組合は、そういう措置はされんということですか。

○事務局次長（吉岡和夫君） この分につきましては、若干御説明が要りますけども、理事の条例に規定しております管理職手当につきましては、当病院組合に割愛採用する際に、現給保障という観点で、前任地の島根県におきまして病院の特殊勤務手当的な要素で出ておりましたものを現給保障するという形で、若干イレギュラーでございますけれども、定額で規定をいたしております。ですから、県の方で管理職手当につきましては減額というのは、定率でございますので入っておるということで、病院組合の理事の方は管理職手当を入れるという形になりませんので、それは除いたということでございます。

○7番（坂本茂雄君） 私も、本来管理職手当を含めなくていいという考え方なんですけども、ただ、県の方がそういう措置をしたためにその点について異論を呈しておるわけですが、定率とか定額とかということであれば、実際支給がされておられませんけども、通勤

手当というのは定率ではございませんよね。定額で支給されておる。定額で支給されているからといって、除外される手当ではないと、根拠の中では。そういう意味があるだろうと思うんです。ただ、前任地の現給保障の意味合いを持っているということなんですけども、多分、島根県などでもそういう措置が今回されていると思うんですけども、管理職手当については、含んだ上でされとると思うんですけども、ちょっとこの辺については、納得がいかん感じがします。

○事務局次長（吉岡和夫君） 島根県では管理職手当ということではございませんで、病院勤務手当ということで出されておったものでございます。これを私どもとしては——これは議会に条例を出させていただくときに御説明もいたしたところですけども、現給保障の観点で管理職手当という規定でこの保障額を盛り込まさせていただくという形にいたしましたので、島根県で今回期末手当に関しまして、管理職手当が減額、調整の対象になるということとは趣を異にするということで御理解を願いたい。

○5番（楠本正躬君） 決算書の7ページの重要契約にかかわる部分でちょっとお聞きしたいんですが、富士通の契約で、システム開発にかかわる部分なんですけども、漏れ聞いた話ですから事実かどうかわかりませんが、本来開発をする内容については、仕様書を決めて対応してるはずなんですけども、逆提案で、例えば外線を含めて全部電話を取り込むような、そういうシステム開発を新たに追加するような話が入ってきてますけども、このような、その、契約の範疇でこれを全部やれることになってますか。お聞きしたいです。

○事務局次長（吉岡和夫君） この契約につきましては、債務負担につきまして議会でも御議決いただきましたし、組合の事業との絡みの中でのITの契約ということの疑義ということも随分御議論いただいた上で契約しております。そして、当然私どもが示しました仕様書に基づいて設計していただくということでございまして、逆提案によって云々するという形にはなっておりません。

○5番（楠本正躬君） いや、そうじゃなくて、富士通さんの気持ちはどうだかわかりませんが、要するに、今のシステム——つまり完全にベースカルテ、さらに瀬戸山先生がいわれるようなシステムを全国に発信をして、活用していく、そういうシステムをつくるためには、すべての外来の外線の取り込みをしなきゃいかんという話で、そういう設計変更をしたいという話になされてきたと。結局、内部的に議論はまだしてるけど、結論出てないという話もちらっと伺いましたけども、この辺の背景、つまりこの契約を、お互いに5年間契約して、新たに再契約ができるシステムを前提にしちよらあねえ。しかし取り込んでいくという話になるとちょっと違うと思うんですよ。外線を含めて全部システムを取り込んでいくという話になっていくと、そういう短期のシステムにはなかなかならないと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○事務局次長兼局設置準備室長（沖 一君） 統合システムとして、現在債務負担行為の中で行っている部分におきましては、外部の回線を介して通信を行うという想定はいた

しておりません。ただし、今後、当然他の医療機関においても、情報系の整備に伴って診療情報がデジタル化される、こういう環境というのはいま先に見えておりますので、そういうものについて、どのような通信的な条件設定をして、準備を進めていくかということについては、これは研究として行っております。ただし、これは予算組みの話の中に反映するような状況のものでは現在ありません。

○5番（楠本正躬君） だから、予算の範疇に入らないということは、内部的に、組合の方が主体的に検討していることなのか、新たなテーマ、課題として開発を研究、検討してくれという話で、お願いしゆう話なのか。そこはどうなんですか。

○事務局次長兼局設置準備室長（沖 一君） 現在の段階は、あくまでも富士通を介して行っているものではなくて、外部、例えば前年、前々年になりますが、経済産業省の補正で地域医療ネットワークの整備、それから、その中の電子カルテ検証、こういうようなことが全国の32カ所を募って補正予算で行ってございました。こういうものに関するバックボーンがそろっておりますので、高知の場合は県の医師会、市の医師会が中心になって、そういう取り組みもされておるといように聞いておりましたので、そういうような実績のもとに、今後我々もそこに参加をして、今申し上げましたようなネットワークに関する情報交換ということについても準備を進めていきたい、このような形で今はあくまでも検討段階であるということでございます。

○5番（楠本正躬君） 結局、検討段階はわかりますけども、ネットワークシステムの一番の問題はセキュリティー。この医療情報というのは、安芸病院でああいう話になったという経過も踏まえて、非常にプライバシーにかかわる重要な問題なんです。それを軽々にネットワークだとかということ的前提にしながら、一般外来線まで全部取り込んだ上でその処理をしていくというシステム開発ってというのは、今の段階では、少なくともなかなか県民合意が得られないと思うんです。

そういう意味では、途中で意思表示をしていながら、新たにデジタル化の時代に入ってきましたから、いわれるとおりの情報はどんどん進化していますので、そういう意味でどんどん検討はしていかなきゃいかんと思うんですけれども、やっぱり富士通という特定の会社が、そのことを提案をしたからといって内部で再検討する話じゃなくて、システムについてはもっと内部できちっと、専門家も入れた検討委員会を設置して、あるべき姿、そういうシステムの開発について、今後準備して検討していただきたい。特定企業に特化するようなやり方については、是々非々でぜひしていただきたい。これは強く要望しておきます。

それから、監査委員から指摘のあった、先ほど専門的に検討してと、いわゆる積み上げ、事務局経費についての話がありましたけども、専門的に検討して議会に提案したいという話なんですけど、ちょっと内容がわかりませんので、もう一遍説明してください。

○事務局次長（吉岡和夫君） 基本的なことを申し上げますと、ご承知のとおり、私ども

は13年4月から、公営企業会計に移行をいたしました。その時からの問題でございますけれども、私どもはその際に、当時の自治省、それから公認会計士、公会計を専門に扱っております公認会計士事務所を確認をいたしまして、いわゆる3条予算、4条予算、資本的収支と収益的収支の併用につきまして確認をいたしましたところ、その段階では、いわゆる開院していない、病院事業として収益、診療に着手していないわけですから、収益は全く入ってこないということの中で、開院までの間は収益勘定は設けずに資本勘定だけでやっていくということを御指導もいただきながら入ったわけでございます。ただ、資本勘定にすべてを入れるのかどうかということについては、当初から議会の方でも御議論いただきましたので、そういうことにつきまして再三総務省などとも話をしてきたところがございます。すべてを資本勘定に入れるということは、要は議会経費とかそういったものにつきましても、すべて資本勘定の中で資本、資産、負債という中で整理していくという形になります。そういう意味で言いますと貸借対照表を見ていただきますと、自己資本ということで10億何がし、これは県、市からの負担金ですが、議会経費とかそういったものがすべて自己資本という形にのってまいります。一方で、そのことにつきまして、償却していくという問題も出てきますので、両方が膨らむと、借方、貸方すべてが膨らむということになりまして、そのことにつきましては、やはり公会計の、いわゆる会計事務の適正さということからすると、いわれなきものが膨らんでいくという形になる、変則的な形になってくるということの問題ということが監査委員から指摘されたというふうに思っております。私どももその部分につきましては、一応国の方と協議した上で選択したものでございますけれども、今回意見をいただきましたので、改めてその取り扱いにつきまして、総務省の方とも話をしながら、改めて対応について御報告を申し上げて、議会の方にも御承認賜るという手続きをとりたいと、そういう趣旨でございます。

○5番（楠本正躬君） これは議会でも先に議論のあった話なんですが、監査委員がおりますので、指摘の内容についての問題点、できたらお答え願いたいと思います。

○監査委員（佐々木義明君） この問題は、ことしの2月の議会で私も答弁を求められまして、若干御説明したところですが。経過は今、事務局次長がお話しになったとおりですけれども、要するに公営企業会計になる前の一般会計のときには、県、市の負担金によって人件費、物件費が補てんされて、両方が歳入歳出で消えていっていった訳です。で、公営企業会計に13年4月からなったときから、その県、市の負担金が自己資本に計上されて、一方で既に流出している人件費、物件費、これを建設仮勘定へ掲示しておるということで、資本金、自己資本金とそれから建設仮勘定に既に消化されている人件費、物件費の部分が両建てで掲示されているという問題があるわけですし、これは問題があるんじゃないかということで、当時はまだ私もはっきりした見解を得るに至っておりませんでしたから、再度——当時は13年度の決算についての話ですから14年度の決算——今回の分ですけれども、その決算審査のときに改めて検討してください、こういう答弁をしたいきさつがございま

す。その後私の方も、事務局とは別の公認会計士に照会するなどして研究をいたしました。その結果、考え方としては、私が申し上げたとおり、好ましくない部分がありますけれども、法的に違法であるというところまでは至っておりません。

それではどういうふうに整理すべきかということですが、いずれにいたしましても、開業時には建設仮勘定というものはあり得ないことですから、整理をしなければなりません。

それから、ちょっと別の話ですけれども、民間企業の場合どうするかといいますと、これは会社の設立のときには当然開業以前に人件費、物件費が出ていきます。そういう分については、創業費として繰延勘定で整理をしております、それは、開業後5年以内に償却をするという、そういう商法の規定がある。ところが地方公営企業法におきましては、創業費が繰延勘定として計上することが認められておりません。そういうことで、民間企業ですと、要するに資本金、最初の元入金はあるわけですけれども、そのあと5年以内に償却という形で損益勘定で出ていくわけですけれども、それができません。そうするとどうするかということになりますと、一つは建物勘定の中に入れて、何十年かで償却をする。それからもう一つは開業後といいますか、損益勘定が生じたときに特別損益の部で過年度損益修正損という項目を立てまして、それで一括、この場合は償却という言葉は使いませんが、考え方としては一括償却をする。そうするとその年度で赤字になることも考えられますけれども、建物勘定に入れて何十年にもわたって償却をするということにしても、長期にわたっては結果的に同じことですから、企業会計原則の中で、健全性の原則というのがあります、できるだけ健全な会計をもっていくということになりますと、支払うべきものはできるだけ早く支払うというふうなことが求められるわけですから、その辺をどういうふうにしたらいいかということについては、さっき事務局次長の方からお話がありましたように、検討していくと。こういうことだと思います。

○5番（楠本正躬君） 来年度からは、いよいよ損益勘定が入ってきますので、その辺を十分に混乱のないように処理していただきたいと思いますが、次にもう一点、高度医療の提供ということで監査委員の指摘がされていますね。この高度医療の指摘について、前にも議会の中でも数点にわたって議論をしてきましたけれども、特に紹介型医療機関として、どう構築していくかということがポイントになってきてるんですが、さっき管理者の方からもあいさつがありましたけれども、県の医師会なり市の医師会と——いよいよ来年からですから、その辺がどの辺まで積み上げてきてるのか、もっと具体的に、例えば毎月こういう項目ごとに、こういう課題をきちっと積み上げているという話で、内容をちょっと説明してもらいたいと思います。

○事務局次長兼局設置準備室長（沖 一君） 今、実質的には県の医師会、それから市の医師会の両医師会の方から地域医療担当の委員の先生方2名ずつ入っていただきまして、医科連携協議会ということで、今後医療センターが行う医療に関する連携のことに、お話を進めているところであります。で、過去3回お話をしました。中心となりますのは、

高知医療センターがあくまでも紹介を基本に置いた診療サービスを行っていくという形でありまして、実質的には現在の県立中央病院、それから市民病院、この両方がその方向のもとで、過去、実質のあるような診療形態をとってきたかといいますと、必ずしも十分でなかったというようなところの指摘も受けているところでもあります。したがって、平成16年4月——一体化で動くときに向けて、特に紹介の方法について、県立中央病院あるいは市民病院の方で、どのような紹介の体制を整えるかということで、院内で具体的な話を進める、その進捗状況、方法論を含めて、今の医科連携協議会というところでお話をしているところでもあります。

さらに、一般の患者さん方がお見えになる外来という機能の中では、特に地元の診療所あるいは病院で診ていただく方がその症状によってはいいのではないかなというようなことを担当医師が判断した場合は、逆紹介という形で、まずは診療所の方にその診療をお願いするというような、そういう仕組みも具体的につくっていききたいというようなことで、今後そういうところの連携を取るための協力要請ということで、県、市の医師会に向きましては、パンフレットをこちらが作成するものについて配布等々の協力をお願いしたいということで、一応その辺は確認をとっているところでもありますし、また紹介の方法等につきましても、具体的な方法について説明をいたしまして、今後こういう方向で運営をしたいということについて、両医師会の担当の委員の方には確認をとったところでもあります。

で、大体、紹介につきましてもそういうような方向で一定、大きな枠組みというものが確認できましたので、できれば年内に県の医師会、市の医師会、こういうところとそれぞれに、今までの経過報告をさせていただいて、その上で、特に今お話のありました高度医療の個々の連携がどのようになるかというようなことも含め、今後の検討に入るような形になろうかと思えます。

また、歯科医師会、県の歯科医師会につきましても同じような形で、歯科連携協議会という形をできるだけ早い時期に設けたいということで、県の歯科医師会の方とは数回にわたって事前の話し合い、打ち合わせを行っているところでもあります。

○5番（楠本正躬君） 要するに僕は、医師会と、3回程度、一般論を議論したからって、作業が済むと思わないですよ。それで、もうちょっとデータを、直ちに議会の方にぜひ提示してもらいたいと思います。高度医療を要する患者が、県内にどのぐらいいるのか、各診療別に数字を具体的に示していかないと、病院病院、病診連携と言うたってできないでしょう。システムができたって患者は来ませんよ。今度新たに、パラメーターは別に議論しますけども、その辺やっぱり具体的な数字を、もうそろそろ、切羽詰まって、しかも監査委員からも高度医療について提供をできるような、そういうシステムをつくりなさいという指摘があるわけですから。そうすると高度医療の対象患者が、県内で今まで実績でどのぐらいいるかという話の数字がないと議論できないですよ。その数字をぜひ調べて、数字を出していただきたい。これいいですか。

○事務局次長（吉岡和夫君）　今回は報告事項ということで、資料をお送りいたしておりますけれども、今回は協議については依頼させていただいておりません。楠本議員が御指摘のことも踏まえまして、報告事項に関する議員協議会を別途設けていただくように、正・副議長にお願いを差し上げたいと思います。その中で、御指摘のことをすべて提示できるかどうかということはあるんですけども、一定、収支の見込みもあわせまして、そういった医療関係機関との調整の具体的な内容でありますとか、そういったことにつきましては極力御報告させていただきたいというふうに思っております。

○14番（牧　義信君）　一つは、監査の意見書に、細かいことですが一円問題が入りますよね。これ、書かれてるとおり、いかにも硬直的で柔軟に対応せえと、これはもうそのとおりやと思うんですが、片一方では2分の1と決めた規約との関係からいくと、手続的に僕はちゃんとしちよかんといかんのじゃないかなと思うんですけど、どういうふうに具体的に対応されるんですか。

○事務局次長（吉岡和夫君）　現段階で、かっちりした形で県、市と協議をしたものではございませんけれども、こういった御意見を賜りましたので、2分の1ということは当然でございますけれども、年度ごとに分けた形で1円を整理していくとかというようにすることができるんじゃないかというふうに思っておりますので、そこは県、市と協議をさせていただいて、監査委員の御指摘を解消できるような形でやっていきたいと。

○14番（牧　義信君）　奇数やったら割り切れんき、どっちかということになってくるわけやき、なんか、例えば一定どっかに但し書きでも入れてというふうに、こんなことでわざわざ監査委員から意見をもらわないかんようなことも……

（「おかしくはないけどね」「まじめにやりゆうということよ」と言う者あり）

柔軟かつ、規約との整合性がきちっととれるようにやっちょっていただきたいと思いますが。これ一点。

さっき気になったんだけど、院長予定者への手当問題ですわね。これ具体的に14年度の決算で言えば、手当という部分の中で、決算額2,722万円——これの中には、いろんな手当入っちゃうわけですが、この内訳、院長への管理職手当っていうのは具体的にはどうなんでしょうか。

○事務局次長（吉岡和夫君）　予算議案の説明書の5ページでございますけれども、管理職手当としまして補正後の総額として431万1,000円という額がございます。この内訳につきましては、今、手持ちいたしておりますので何とも申し上げられないところなんですけれども、院長予定者の管理職手当として計上してるものにつきましては、月額5万5,000円でございます。

○14番（牧　義信君）　今言うた、その基準ってのは島根の特勤手当がもとにして出されたもの、これはもう当初からそういう格好で出してますかね。

○事務局次長（吉岡和夫君）　理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例という形

で、別建てでいたしました。院長予定者の島根における給与の決定の仕方というのは若干特異でございましたので、お迎えをする段階でこういう形で条例を出させていただきました。その中で、管理職手当はこういう形で現給保障の観点で管理職手当に組み込ませていただきますという御説明をさせていただいて、御議決賜ったというふうに思っております。

○14番（牧 義信君） 最後一言だけ言うちょきますが、報告事項は別途議論ですから、もう議論はしませんけど、ただ、さっきの管理者の報告の中で、協力企業の報告で、あと残り3つが地元云々の話があったけど、やっぱりかという感じがしたのよ。つまり、協力企業の中には地元企業がある意味で1社も今の段階ではないと。それは、SPC、内部の審査会で説明資料の中に括弧つきで、特に地元貢献と書いてあったけど、それはまあ、その尺度から単純に見ないのが当たり前だから、ああやっぱりという感じがうんとしました。これはやっぱり——例えばこれを見たら11月にも給食関係の分があったりとか、後々別途3件でという点もありますので、そういう意味で言うと、今動いとる問題ですから、これはもう議会での議論の経過等も踏まえて、非常に大事な点で、こっちから言うていくしかありませんから。その辺できちんとした強い姿勢で臨んでいただきたいということだけ言うちょきます。

○管理者（高橋淳一君） ただいま御意見いただきましたことについては、我々も全く同じ考えでございまして、全く入ってなかったということについて、どう考えちゅうかということについて厳しく対応してまいっております。ほんで今回、地元の企業3社を採用していただけるというところまで、とにかくその分は何とかこういう結果という形になっております。あとその協力企業がもう一回おろします受託企業ですね、ここが実際の業務をやるところになりますので、その受託企業の採用について、ここはもう県内を優先していただくことが大きな命題になっておりますので、それは我々も厳しく取り組んでいきたいと思っております。

○議長（元木益樹君） ほかに。——ないようですので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（元木益樹君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。



採 決

○議長（元木益樹君） これより採決に入ります。

議第1号平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(元木益樹君) 全員挙手であります。よって、本議案は……

(「違う、違う」「私挙手してない」と言う者あり)

ちょっと後ろ寄ってくれませんか。下本議員の手が見えなかった。

(「いやいや、違う」「坂本さん」「賛成多数」と言う者あり)

失礼しました。挙手多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号高知県・高知市病院組合理事(院長予定者)の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(元木益樹君) 挙手多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、報第1号平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計決算を採決いたします。

本議案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(元木益樹君) 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり認定することに決しました。

以上をもって、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



○議長(元木益樹君) これより管理者のごあいさつがあります。

○12番(西森潮三君) ちょっと、これで終わり。

○議長(元木益樹君) これで終わります。何か。

○12番(西森潮三君) ちょっとだけ、一つ。

済いません。今、ちょうどもう新病院の建設も追い込みという感じになってきてところで、一つだけちょっと申し上げておきたいんですが、実はその途中で、光の、照明のサーカディアンという、余り皆さん方にはなじみがないと思うんですが、いわゆる生体リズムというか、電気の照明によって人間の快復というものを助長すると――病気の快復ちゅうのは、いわゆる薬とか、注射とかということだけではないと。業界でも今、そういうときの一つの技術というか、そういう提案がされて、今、全国的にもそういうものが病院現場にも採用される、という状況になってきているということで、四国電設資材卸協というところから提起があって、高知県にせっかくそういう新しい技術が提起されて、全国的にはそういう一つの流れになっていると。全国に誇る病院をつくるというときに、今の設計どおりでは、将来に禍根を残すのではないかと。例えばランニングコストの問題とか、い

ろんな面で——電気料の問題とか——そういうことでの提起があつて技術屋さんにも話を聞いていただいて、なるほどいいという感じの御意見はいただいているんですが、工期との問題で、そういうせっかく業界の皆さんが心配をして、地元高知でつくるのにそういう明確な事実というのがあるのに、なかなか現場で工程からいろいろで採用してもらえない。いわゆる発注者側といわゆる業者という上下の関係というか、ということで。しかし、私は、せっかく今工事中で、あのときというようなことで、あとで悔いを残すということになってはいかんという思いがあつて、このことは病院組合としてしっかり受けとめて、いいものならせっかくこの機会だから、ぜひ採用しておくべきだと。値段がどうかということ、私はそんなこと、商売に立ち入るつもりはありませんが、理学博士とか大学の、あるいは病院のそういう権威者も、そういうのがこれからどんどん普及してくるだろうということも言っておられるそうです。ですから、そのことを真剣に受けとめて、ただ現場へだけ投げかけるということではなしに——というのは設計業者にしても、受注業者にしてもめんどくさいから、そんなことよりか設計どおりやるという、姿勢ですよ。そんなことで、あとでランニングコストとか、いろんなことでしまったということも言っても仕方がないので、その点はよく——せっかく今工事中で全国に誇れる患者中心の病院をつくろうということやってるわけですから、そういう観点も十分配慮して、病院組合としてどうかということによって、その成否がなるようにぜひしていただきたいということをお願いを、要請をしておきます。

○議長（元木益樹君） 西森議員。後日議員協議会を開いて、報告資料等についての協議もありますので、その節にひとつよろしく。



閉会のあいさつ

○議長（元木益樹君） それでは、管理者のごあいさつです。

管理者。

○管理者（高橋淳一君） 閉会に当たりましてのごあいさつを申し上げます。

本定例会では、平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算など3件の議案につきまして、議員の皆様方の熱心な御審議をいただき、それぞれの議案につきまして御決定を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

また、先ほど来要請のありましたことにつきましても十分に心いたしながら、今後の高知医療センターの整備運営に努めてまいりたいと思います。

当組合及び県、市におきましても16年度予算に向けました予算編成が開始されておりました、平成16年度末の開院が大きく視野に入ってきております。

まだまだ調整すべき事項ですとか、運営システムの整備など多くの課題が残されてお

ますが、中でも、一体運営への移行につきましては、統合病院としての医療機能の調整など、県民、市民の皆様の御理解をいただきながら、高知医療センターの開院に向けた着実なステップになりますように、引き続き取り組んでまいりますので、議員の皆様方には一層のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長（元木益樹君） これをもちまして、平成15年11月高知県・高知市病院組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時30分 閉会

平成15年11月12日

高知県・高知市病院組合議会議長 元木 益樹 様

高知県・高知市病院組合管理者 高橋 淳一

印

議案の提出について

平成15年11月高知県・高知市病院組合議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

議第1号 平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算

議第2号 高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置及び給与に関する条例の一部を改正する条例議案

報第1号 平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計決算

平成15年11月高知県・高知市病院組合議会定例会議決一覧表

事件の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
第 1 号	平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補 正予算	原案可決	15.11.12
第 2 号	高知県・高知市病院組合理事（院長予定者）の設置 及び給与に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
報第 1 号	平成14年度高知県・高知市病院組合病院事業会計決 算	認 定	〃

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

議 員

議 員

議 員